



# SuMi TRUST年金ニュース

(平成28年2月22日)



三井住友信託銀行 年金信託部

## 【確定給付企業年金】

### 「農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令」 の施行に伴う規約変更について

「農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成27年法律第63号）」が平成28年4月1日付で施行されることに伴い、「農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第27号）」が同日付で施行され、確定給付企業年金法施行令が改正されます。これに伴う規約変更の手続きについて、厚生労働省あて確認いたしましたので、以下の通りご案内いたします。

#### ○概要

##### 【内容】

「農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令」の施行に伴い、確定給付企業年金法施行令第45条第3項が改正されたことを受け、同項の規定に準拠し、規約の「運用の基本方針及び運用指針」の条の規定について以下の変更が必要となるもの。

変更前：「農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の13」

変更後：「農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の32」

##### 【対象】

現行規約の「運用の基本方針及び運用指針」の条文において、農業協同組合法第11条の13の規定を引用しているお客様

##### 【施行日】

平成28年4月1日

##### 【規約変更に係る基金内・社内手続】

基金型DB：代議員会の議決（急施を要する場合は理事長専決も可）

規約型DB：労働組合又は過半数代表者同意は不要

【規約変更に係る行政宛手続き】

なし（届出不要）

※なお、本規約変更については、次回規約変更時等に併せて実施することも可能である旨、厚生労働省あて確認しております。

○規約変更例（新旧対照条文）

[http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews\\_20160222shiryou.doc](http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20160222shiryou.doc)

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等ございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様  
お願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3825